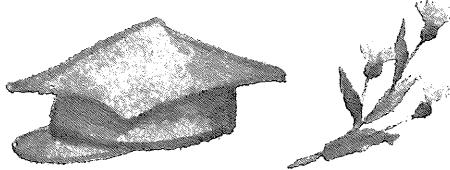


大学入試の歴史（第9回）

女子高等師範学校の入試の歴史



名古屋大学教育学部教授
佐々木 享

女高師という学校

今回は女子高等師範学校の入学者選抜制度の歴史を調べてみよう。

第二次大戦前、男子に専有されていた帝国大学に初めて入学した女子学生は東京女子高等師範学校（略して東京女高師）の卒業者だった。昭和期に入ると女子専門学校を出て大学に進学する者が出てきたが、それでも大学に入学した女子学生のかなりの部分は東京及び奈良両女高師出身者で占められていた。

現在、国立大学の中で入学者を女子に限定しているのは、お茶の水女子大学、奈良女子大学の2大学のみである。国立の4年制大学の看護学部、国立短期大学の看護学科の学生の大部分は女子だが、男子を排除しているわけではない。たとえば1985年についてみれば、前者には1名、後者には41名と極めて僅かだが男子学生が在学していた。

女子しか入学させない国立大学であるお茶の水女子大学の前身が東京女高師であり、奈良女子大学の前身が奈良女高師である。女子高等師範学校*は、師範学校及び高等女学校の教員養成を目的とした学校であった。女高師は、中等学校教員の養成を目的としていたという点では、

男子を入学させていた高等師範学校と並ぶ学校であった。一般的にいって、公立私立の専門学校より威信の高かった官立専門学校で女子を入学させていたのは東京音楽学校のみであり、また繰り返し述べてきたように旧制高校は女子の入学を禁止していたので、女高師はたんに中等教員養成学校であつただけでなく、女子が入学し得る極めて威信の高い高等教育機関でもあつたのである。

*歴史の古い東京女高師、奈良女高師のほか、1945年には広島女子高等師範学校も設立された。広島女高師は戦後の学制改革に際して広島大学教育学部の中に吸収された。

お茶の水女子大学の歴史は、女子教員養成のための東京女子師範学校が開校した1875（明治8）年に始まる。この女子師範は1885（明治18）年には、いったん、東京師範学校に合併されてその女子部となった。

1886（明治19）年には森有礼文政の学制改革の一環として師範学校令が公布され、東京師範は、師範学校及び中等学校教員の養成を目的とした高等師範学校となった。この高等師範の女子部は、1890（明治23）年に独立して女子高等師範学校となった。1908（明治41）年には、奈良女子高等師範学校設置に伴い、東京女子高等

師範学校と改称した。本稿では、便宜上、1908年以前についても東京女高師という。

生徒を萎縮させた仮入学制度

高等師範学校は、入学者選抜方法に関して特異な方法を採用していた。1886年の「高等師範学校生徒募集規則」(文部省令第18号)は、男生徒については尋常師範学校卒業者、女生徒については尋常師範2年修了者または同等の学力をもつ者の中から府県知事が「選挙」し、「選挙」された者の中から校長が入学者を選抜すると定めた。ここでいう選挙は今日の推薦制に相当する。推薦制は当時は珍しくはなかった。同規則はさらに

新募生徒ハ初メ試験生トシテ三箇月以内仮
ニ入学セシメ其資性品行等ヲ審察シ適當ト
認ムルモノニ限り本入学ヲ許スヘシ

と定めた。ごく一部の自宅通学生を除き大部分の生徒は寄宿舎に入っていた。入学当初の3ヶ月、生徒は学業成績はもちろん、寄宿舎内での生活のささいな举止に至るまで監視されていたわけである。少なくとも生徒たちはそう感じざるを得ない状況におかれたのであった。見込みがなければ容赦なく本入学を認めないとこの仮入学制度は、入学当初から生徒を萎縮させるに充分であった。

師範学校令が教師たらんとする者に「順良信愛威重」の気質を備えることを要求したこと、これが戦前日本のいわゆる教師気質の基礎となつことは良く知られている*。入学早々からこの教師気質を植えつけるうえで仮入学の制度は遺憾なくその威力を發揮した。男子の場合にはこれに軍隊式の寄宿舎生活様式が要求されていたことはいうまでもない。

* こうした男女に共通の気質のほか、女高師では

婦徳など女子に特有の気質の育成が要求された。明治25~26年の『女子高等師範学校一覧』記載の「生徒心得」では「温良貞婉ニシテ言語動作ヲ慎むことが要求されている。

この仮入学の期間は1897(明治30)年の規則改正により4ヵ月以内に延長されたが、評判が悪かったためか、あるいはそれが必要がない程に順良信愛威重の気風が定着したとみられるに至ったためか、1900年には廃止された。

夫ある者は不可

仮入学は、女高師だけでなく初期の教員養成学校に共通に採用された制度であった。女高師の入学者選抜制度には男子の学校にはみられない特徴もいくつかあった。入学の基礎資格としての年齢に下限だけでなく上限をも定めていたこともその一つであった。

初期の諸規則には女高師への選挙資格に年齢制限はみられなかったが、1894(明治27)年制定の女子高等師範学校規程では「年齢十六年以上二十一年未満ノ者」と定められた。1897(明治30)年には17歳以上22歳未満に、さらに1916(大正5)年の改正では16歳以上22歳未満と改正された。この制限は、東京女高師・奈良女高師共通であった。入学資格としての年齢に下限を定めることが多いのは我が国近代学校の入学者選抜制度の特色の一つといってもよい*が、上限を定めた学校は専門学校令(1903年)以後は殆どなくなっていた。21歳で入学しても卒業時には24歳になる。卒業生の年齢制限は婚期が遅れることを危惧した措置だったのであろう。

*若干の例外については、拙稿「大学入学資格の弾力化」『季刊教育法』第57号、1985年7月、を参照。

もっと変わっていたのは、1897年の規則で「夫ヲ有セサル者ニ限ル」としたことである。高等

師範をふくめて男子の学校には妻ある者不可というような規則はなかった（筆者の知る限り唯一の例外は高等商船学校であった）。「こっそり結婚していたのがばれて退学させられた者がいたりした」と『お茶の水女子大学百年史』（1984年、249ページ）は記している。

東京女高師とは違っていた

奈良女高師の選抜方法

東京女高師の入学者選抜方法は、地方長官の推薦した者につき、学科試験、身体検査を実施して選抜するものであった。1890（明治23）年の規則では、入試の学科試験は国語、漢文、数学、理科、歴史の5科目につき実施された。この試験科目は、その後1903（明治36）年、1911（明治44）年に若干の改正があった。また1912年の規則改正により、推薦するのは地方長官から出身校長に変わった。

奈良女高師（1908年創立、1909年第1回生入学）の入学者選抜方法は、1926（大正15）年まではいくつかの点で東京女高師のそれとは違っていた。

奈良女高師は、発足当初は予科（修業年限4ヵ月）、本科（同3年8ヵ月）の編成をとり、本科を国語漢文部、地理歴史部、数物化学部、博物家事部の4部に分けていた。予科の学科課程は共通であった。この時期の入学者選抜は予科についてのみ実施された。他方、東京女高師には予科はなく、本科を1898年以降文科、理科に分け、翌99年には技芸科を設けた。両女高師の学科構成が文科、理科、家事科に統一されたのは1914（大正3）年からである。この年から奈良女高師も本科4年制をとり、予科を廃止した。

奈良女高師の入学資格は、師範学校卒業者または高等女学校4年修了あるいは卒業者で地方

長官の薦舉を受けた者である。薦舉については一定の基準があり、当初は最終学年及びその前年において級の及第者中首位より4分の1以内にある者とされた。1913年よりは6分の1以内、1917年よりは10分の1以内と基準は次第に厳しくなったが、それでも競争率は高くなる傾向にあった。なお、1914年からは府県別の割当制は撤廃された。

校長は、薦舉書、人物考定書、学業成績表等の書類によって選抜し、選抜した者につき身体検査と口頭試問を課して合格者を定めた。東京女高師と違って学科試験は課さなかつたのである。

身体検査は厳格だったようである。奈良女高師は当初から入学者選抜規則中に、身体検査によって不合格とする場合の基準を明示していた。これ自体は合理的なことであった。しかし、この基準は若干の点で、高師、女高師に共通する厳しい基準として定められた1902年の文部省令による不合格基準よりもいっそう厳しく定められていた。たとえば「畸形ニシテ体操其他ノ授業ニ差支アル者」という基準は当時の文部省令にはないものであった。

入学者選抜方法の統一

1926（大正15）年8月に「高等師範学校及女子高等師範学校生徒募集規程」（文部省令第28号）が制定され、入学資格、身体検査の不合格基準等が改めて詳細な点まで統一された。これに対応して各校は入学者選抜規則を改正したが、これを機に、以後、東京、奈良両女高師は入学者選抜を統一的に実施するようになった。その要項は以下の如くであった。

師範学校、高等女学校（4年）あるいは専修指定校の卒業者は当該校長の推薦を得て、ま

た専修の試験検定合格者は直接に出願する。従来と違って、推薦に関する成績の基準はしめされていない。学科については第2志望まで認められた。

出願者にたいして、12月下旬に学科試験を課す。出願締切期日、学科試験の期日、試験の実施場所は両女高師共通であった。これ以前の東京女高師の学科試験は1月中旬であったから、東京女高師の場合は試験期日は早くなつたわけである。

学科試験の科目は、1926年12月にこの方式で初めて実施されたときは両女高師共通であったが、1927年の入試からは両校で僅かずつ異なっていた。しかし1930年12月実施の試験からは、問題は異なつていたが科目は両校とも国語、数学、英語に統一された。またはじめは理科・家事科と文科とでは一部の科目に違いがあったが、1930年12月の試験からはその違いもなくなつて3科共通となつた。

試験場は、当初は内地9ヵ所（東京、奈良、札幌、仙台、金沢、松江、広島、福岡、那覇）、外地5ヵ所（京城、台北、旅順、豊原、青島）で実施された。東京会場は東京女高師、奈良会場は奈良女高師であったから、東京女高師志願者が奈良女高師で、奈良女高師志願者が東京女高師で受験する例もあったわけである。しかし、1928（昭和3）年12月の試験からは、沖縄と外地は従来通りであったが、内地の試験場は東京、奈良のみとなつた。

学科試験に合格した者には、4月上旬に本校において身体検査と口頭試問が課された。入学式は4月10日頃であったから、余程のことがない限り身体検査や口頭試問で落とされることはなかつたのではなかろうか。なお、1929年度入学生からは、東京、奈良での受験者には学科試

験に引き続き第一次の身体検査が実施されるようになつた。4月上旬の検査で落とさねばならぬというリスクを回避するための措置であろう。

大正・昭和にまたがつた入試

両女高師が入試期日を統一した最初の入試、奈良女高師が入学者選抜に関して実施した最初の学科試験は、1926年12月25日、26日の両日実施された。第1日には、歴史（文科志願者のみ）、物理・化学（理科、家事科志願者）、英語、国語（解釈、以上2科目は各科共通）が実施された。この日未明、大正天皇が48歳で病死した。攝政裕仁親王が直ちに践祚し、元号は昭和と改められた。

天皇死去の報は午前3時35分、浜口雄幸内相名で各地方長官に電報で報らされ、そのすぐあと、前年から放送を始めていた東京・大阪・名古屋の3放送局も臨時ニュースを流したという。入試開始時刻（午前9時）にはこの報は伝わっていたが、試験は予定通り実施されたと、この時奈良女高師会場で東京女高師を受験した前田美穂子さんは記憶している。第2日の入試は数学、国語（文法）、国語（作文）でいずれも3科共通科目であったが、すべて予定通り実施されたという。

年表をみれば奈良女高師の第1回入試は大正・昭和にまたがつてゐるが、実質的には昭和の歴史とともに始まつたのであつた。

少数派だった師範学校出身者

両女高師とも推薦制を基礎としていたとはいひえ、官立の女子高等教育機関が事実上この2校に限定されていたため、競争は厳しかつた。

また、両女高師は師範学校卒業者または高等女学校4年の修了者（または卒業者）を入学資

表 女高師の入学志願者・入学者及び入学者の入学期前の学歴

	東京女高師				奈良女高師			
	入学志願者	入学者	入学者中の 師範出身	高女出身	入学志願者	入学者	入学者中の 師範出身	高女出身
1910(M 43)	419	80	32	55	93	85	27	54
1915(T 4)	337	104	41	69	138	75	8	67
1920(T 9)	525	105	35	68	213	86	15	71
1925(T 14)	1,035	110	11	91	558	75	12	59
1930(S 5)	837	109	4	100	596	80	2	73
1935(S 10)	605	111	0	108	451	77	2	74
1940(S 15)	615	135	2	128	417	84	0	84
1945(S 20)	890	221	31	176	233	121	7	113

いずれも外国人を含まない。出身学歴には「その他」を示していないので、入学者数とは合わない。
各年の『文部省年報』による。

格としていたが、師範学校出身者は常に少数であった。とくに、昭和期に入って学科試験による選抜が優先するようになるとこの傾向はいっそう顕著になった。ここには表示していないが、師範学校出身の志願者自体が激減していったのである。

選抜の基準

東京女高師の1933(昭和8)年度入学者の生徒募集要項(『文部時報』第428号、1932年10月1日収録)には、珍しく以下のような選抜の基準が示されていた。

①選抜試験(学科試験をさす)の結果ニ基キ最低合格点ヲ定ム

②全国(満州等ヲ含ム)ヲ若干ノ地方ニ分ケ各地方別ニ女子師範学校及高等女学校ノ学級数、入学志願者数、其他ノ事情ヲ考慮シテ入学候補者予定数ヲ定ム

③入学志願者ノ所属地方ハ其出身学校所在地ニ依ル

④最低合格点以上ノ得点者中ヨリ出身学校長ノ推薦書類並ニ第一次身体検査ノ結果ニ基キ入学ヲ許可スヘカラスト認メタル者ヲ除外シ他ヲ

選抜試験ノ成績順ニ各所属地方ニ配当シ各地方入学候補者予定数ニ達スルニ至テ止ム
⑤或地方ノ最低合格点以上ノ得点者其地方入学候補者予定数ニ達セサルトキハ前条ニ係ラス成績順ニ依リ適宜他ノ地方ニ配当ス

これによると、選抜はたんに成績順によるのではなく、最低合格点を定めてそれ以上の者につき、可能な限り広い地域から合格者を得るようにつとめたことがわかる。

筆者の知る限りこのような基準が公表されたのはこの年だけのようであるが、同校の『学校一覧』で在籍生徒を地方別区分で示す方式は1924年あたりから始まっているから、合格者の出身地方を分散させることに意を用いる考え方には以前からあったのかも知れない。奈良女高師についてはこの種の資料は見当たらない。